

平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）

に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

2. し尿処理事業及び浄化槽指導事業について

2-2. 衛生センターの施設管理及び運転管理について

（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
①財産管理について【廃棄物施設課】（報告書 P118） 公有財産の管理に際しては、使用を終えた後に廃止の決定がなされ、その後、適切な時期に処分や取り壊しがなされる。財産管理上は、建物、工作物等が老朽化し、使用に耐えなくなったときは、行政財産の用途廃止を行う必要がある（公有財産規則第 39 条）。しかし、現在の衛生センター遊休設備及び旧衛生センターの稼働停止の施設については、用途の変更（廃止）に伴う台帳記載事項の変更がなされていない。 現在の衛生センターの遊休設備については、災害時等の緊急の場合等での利用が全く見込めないとまでは言い切れない。しかし、遊休設備の維持管理が未実施であることや近年のし尿処理量の減少を考慮すると、再稼働する見込みは極めて低いものと考えられる。したがって、例え現状のように撤去がなされていなくても、いわゆる有姿除却（法人税法で廃止した施設等を取壊ししない状況で固定資産台帳上償却計算の対象から外し、台帳管理から外すこと）すべき状況にあるものとする。 また、旧衛生センターの建物設備については、将来の利用可能性も認められない施設であることに鑑みると、例え現状のように撤去がなされていなくても、いわゆる有姿除却すべき状況にあるものとする。加えて、旧衛生センター施設については耐震基準を満たしているかについても調査を	現衛生センターの遊休設備（一次処理設備・二次処理設備・高度処理設備・汚泥設備）及び旧衛生センターについては、用途の変更（廃止）を行い、財産分類を普通財産とした。 また、今後の供用が不可能であり、施設として廃棄すべき状況にあるため、公有財産（工作物）台帳の摘要欄及び建物台帳の異動事由欄に用途廃止と明記した。 なお、旧衛生センター建物の撤去については、費用対効果及び跡施設利用等を勘案し検討を進めるため、撤去までの期間について、敷地周囲のフェンスの出入口を施錠するなど安全管理上のリスク回避措置を徹底している。

行っていないことから、倒壊等の危険性も懸念され、施設の安全管理上のリスク低減のために、速やかに撤去を検討することが適切であるものと考ええる。

公有財産の効率的運用を図るためには、財産の供用の実態及び今後の利用計画の有無に即して、公有財産規則に従って用途廃止の手続を適時に実施されたい。併せて、例え現状のように、取り壊しが済んでいない場合であっても、公有財産台帳においては、今後の供用が不可能であり、施設及び設備として廃棄すべき状況にある旨を明記する等、実態に合わせた管理を行なわれたい。